

# 特定個人情報保護評価の概要

## 目的

コンピュータに記録されているマイナンバーを含む個人情報の漏えい、その他のリスクを予測・分析した上で、プライバシーの侵害を未然に防止する等のために実施します。

## 特定個人情報保護評価書の主な内容

国の個人情報保護委員会が定める「特定個人情報保護評価指針」の様式に従い評価書を作成します。

- 1 市が保有するシステムの名称及び機能
- 2 市が取り扱うコンピュータに記録されているマイナンバーを含む個人情報ファイルの概要
- 3 コンピュータに記録されている個人情報を取り扱う際に発生するリスクを軽減するための措置

## 作成の基準

特定個人情報保護評価書は基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の3種類あります。

記録されている人口が10万人未満は基礎項目評価書、30万人未満は重点項目評価書、30万人以上は全項目評価書を作成します。

市の人口はマイナンバー制度が導入された時点では、22万人余のため重点項目評価書を作成しました。

転出された方もコンピュータに記録されているため、令和元年度中に記録されている人口が30万人を超えたことから、全項目評価書を作成するものです。